

大町市公告第 15 号

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 7 年 4 月 1 日

大町市長 牛越 徹

1 入札対象業務

業 務 名	令和 7 年度 大町市こども計画策定に係る調査等支援業務
業 務 箇 所	大町市大町 3887 番地 大町市役所ほか
業 務 概 要	国のこども大綱及び県のこども計画を勘案した「大町市こども計画」を策定するためのアンケート調査・分析、計画骨子案作成等に係る支援業務。
契 約 期 間	契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで
入 札 方 式	一般競争入札
入 札 の 方 法	紙入札（郵便入札不可）

2 入札に参加する者に必要な資格要件

業 種	物件の買入れ・借入れ・製造の請負及びその他業務「調査業務（アンケート等の調査）」及び「企画・計画等業務（企画立案）」
同 種 業 務 の 実 績	官公庁に対して同種の業務実績を有する事業者であること。
そ の 他 要 件	（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。 （２）入札日現在において大町市又は国若しくは他の地方公共団体から指名停止等の措置を受けていない者であること。 （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者との、社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 （４）会社更生法第 17 条の更生手続開始の申立てをしている者、民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

3 入札参加資格確認申請

申請受付期間	令和7年4月1日（火） 午前8時30分から 令和7年4月7日（月） 午後5時15分まで ※期限内必着
提出物	①入札参加資格確認申請書 ②同種業務の受注実績が確認できる書類（契約書表紙の写し等）
受付方法	郵送又は電子メールにて提出すること。
提出先	大町市総務部企画財政課契約検査係 住所：〒398-8601 長野県大町市大町 3887 番地 大町市役所 2 階 メール：keiyaku@city.omachi.nagano.jp TEL：0261-22-0420（内線 595）
その他	（1）申請書等を期限内に提出しなかった者又は契約担当者が入札参加資格を有していないと認めたものは、当該入札に参加することができない。 （2）電子メールにて提出した場合は、必ず上記電話番号へ確認の連絡をすること。 （3）入札参加資格を有していないと認められたものは、その理由について説明を受けることができる。

4 入札の日程等

入札の日時及び場所	日時 令和7年4月11日（金） 午後1時30分 場所 大町市役所 東庁舎2階 東大会議室
開札の日時及び場所	入札後直ちにその場において行う。
提出書類	（1）入札書 （2）委任状 ※委任者が入札する場合必要
質問受付期間	令和7年4月7日（月）まで 企画財政課 契約検査係へ下記のメールアドレスにて提出。 メール：keiyaku@city.omachi.nagano.jp ※質問を提出した場合は、必ず 0261-22-0420（内線 595）へ確認の連絡をすること。
質問への回答	大町市公式ホームページに掲載する。

5 入札事項等

契約条項を示す場所	大町市役所 総務部 企画財政課 契約検査係
入 札 保 証 金	免除
低 入 札 価 格 調 査	設定なし
最 低 制 限 価 格	設定なし
入 札 の 無 効	大町市財務規則第 112 条、入札心得第 7 条に該当する入札は無効又は失格とする。
契 約 保 証 金	不要

6 落札者の決定方法等

- (1) 入札は、本人またはその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。
- (2) 入札書には、総額（消費税及び地方消費税別）を記載すること。
- (3) 本入札の回数は 2 回とし、予定価格以下の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。
- (4) 2 回目の入札に参加できる者は、1 回目の入札に参加した者に限る。ただし、無効の入札書で入札した者は 2 回目の入札に参加できない。
- (5) 2 回目の入札の結果、落札者が決定しないときは 2 回目の入札において、最低価格の入札をした者と見積書の提出による随意契約とする。この場合の見積書の提出は、2 回を限度とする。
- (6) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。